

令和7年第4回
美唄市議会定例会会議録
令和7年12月3日(水曜日)
午前10時00分 開会

◎議事日程

- | | | | |
|-----|--|-----|--|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | 第15 | 議案第62号 サン・スポーツランド美唄条例の一部改正の件 |
| 第2 | 会期決定の件 | 第16 | 議案第63号 安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄条例の一部改正の件 |
| 第3 | 諸般報告 | 第17 | 議案第64号 美唄市営野球場条例の一部改正の件 |
| 第4 | 議長報告 | 第18 | 議案第65号 美唄市営陸上競技場条例の一部改正の件 |
| 第5 | 報告第19号 例月現金出納検査結果報告 | 第19 | 議案第66号 美唄市営弓道場条例の一部改正の件 |
| 第6 | 報告第20号 定期監査報告 | 第20 | 議案第67号 美唄市体育センター条例の一部改正の件 |
| 第7 | 報告第21号 美唄市教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告 | 第21 | 議案第68号 美唄市総合体育館条例の一部改正の件 |
| 第8 | 承認第9号 専決処分の承認を求める件(令和7年度美唄市一般会計補正予算(第4号)) | 第22 | 議案第69号 美唄市火災予防条例の一部改正の件 |
| 第9 | 議案第56号 美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件 | 第23 | 議案第70号 美唄市印鑑条例の一部改正の件 |
| 第10 | 議案第57号 美唄市議会議員及び美唄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件 | 第24 | 議案第71号 美唄市総合福祉センター条例の一部改正の件 |
| 第11 | 議案第58号 美唄市民会館管理条例の一部改正の件 | 第25 | 議案第72号 美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件 |
| 第12 | 議案第59号 美唄市立公民館条例の一部改正の件 | 第26 | 議案第73号 美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件 |
| 第13 | 議案第60号 美唄市営温水プール条例の一部改正の件 | 第27 | 議案第74号 美唄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件 |
| 第14 | 議案第61号 美唄市郷土史料館設置条例の一部改正の件 | 第28 | 議案第75号 美唄市国営土地改良事業負担金等の賦課徴収に関する条例の一部改正の件 |

- 第29 議案第76号 美唄市都市公園条例の一部改正の件
- 第30 議案第77号 指定管理者指定の件
(美唄市体育センター、美唄市宮弓道場)
- 第31 議案第78号 指定管理者指定の件
(美唄市峰延福祉会館)
- 第32 議案第79号 指定管理者指定の件
(美唄市茶志内福祉会館)
- 第33 議案第80号 指定管理者指定の件
(美唄市光珠内福祉会館)
- 第34 議案第81号 指定管理者指定の件
(美唄市東福祉会館)
- 第35 議案第82号 指定管理者指定の件
(美唄市南福祉会館)
- 第36 議案第83号 指定管理者指定の件
(美唄市日東福祉会館)
- 第37 議案第84号 指定管理者指定の件
(美唄市西美唄福祉会館)
- 第38 議案第85号 指定管理者指定の件
(美唄市中村福祉会館)
- 第39 議案第86号 指定管理者指定の件
(美唄市茶志内中央福祉会館)
- 第40 議案第87号 指定管理者指定の件
(美唄市東明西福祉会館)
- 第41 議案第88号 指定管理者指定の件
(美唄市東4条福祉会館)
- 第42 議案第89号 指定管理者指定の件
(美唄市開発福祉会館)
- 第43 議案第90号 指定管理者指定の件
(美唄市癸巳福祉会館)
- 第44 議案第91号 指定管理者指定の件
(美唄市南美唄福祉会館)
- 第45 議案第92号 指定管理者指定の件

(美唄市総合福祉センター)

- 第46 議案第93号 指定管理者指定の件
(ピパオイの里プラザ)
- 第47 議案第94号 指定管理者指定の件
(美唄国設スキー場)
- 第48 議案第95号 令和7年度美唄市一般会計補正予算(第5号)
- 第49 議案第96号 令和7年度美唄市下水道事業会計補正予算(第2号)

◎出席議員 (13人)

議長	谷村知重君
1番	永森峰生君
2番	伊原潤司君
3番	江川いつみ君
4番	海鉾則秀君
5番	古賀崇之君
6番	吉岡建二郎君
7番	本郷幸治君
8番	齋藤久美夫君
9番	山上他美夫君
10番	森明人君
11番	川上美樹君
13番	松山教宗君

◎欠席議員 (1人)

副議長	楠徹也君
-----	------

◎出席説明員

市長	桜井恒君
副市長	土屋貴久君
総務部長	村上孝徳君
市民部長	児玉ゆかり君
保健福祉部長	谷村泰尚君

経 済 部 長 佐 藤 剛 司 君
都 市 整 備 部 長 荘 司 修 君
市立美唄病院事務局長 藤 井 俊 禎 君
消 防 長 後 藤 博 昭 君
総務部総務課長 平 野 太 一 君
総務部総務課長補佐 上 村 名 津 美 君

教 育 長 石 塚 信 彦 君
教 育 部 長 杉 本 竜 一 君

選挙管理委員会委員長 中 田 礼 治 君
選挙管理委員会事務局長 堀 澤 宏 史 君

農業委員会会長 畑 雄 二 君
農業委員会事務局長 五十嵐 健太郎 君

監 査 委 員 福 地 英 敏 君
監 査 事 務 局 長 高 橋 修 也 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 門 田 昌 之 君
次 長 新 宗 晃 君

午前10時00分 開会

●議長谷村知重君 ただいまより、本日をもって招集されました令和7年第4回美唄市議会定例会を開会いたします。

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

2番 伊原潤司議員

3番 江川いつみ議員
を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より12月12日までの10日間とし、うち、12月4日ないし7日、12月10日及び11日を休会といたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長谷村知重君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。諸般報告について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、諸般報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。議長報告について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、議長報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第5、報告第19号例月現金出納検査結果報告及び日程の第6、報告第20号定期監査報告の以上2件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第19号及び報告第20号の以上2件を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第7、報告第21号美唄市教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告を議題といたします。

これより、本件について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第21号を終わります。

●議長谷村知重君 次に日程の第8、承認第9号専決処分の承認を求める件(令和7年度美唄市一般会計補正予算(第4号))議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました、承認第9号専決処分の承認を求める件(令和7年度美唄市一般会計補正予算(第4号))について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、専決第6号令和7年度美唄市一般会計補正予算(第4号)について、補正予算(第2号)に計上している総合体育館の空調設備工事について、効率性と競争性向上を図るため、当初予定していた工区を統合し、一括発注としたところ、工区統合に伴い、工期が延長することとなり、年度をまたぐ契約を行う必要性が生じたことから、地方自治法の規定に基づき、去る11月12日付けで議案に記載のとおり専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

第1条繰越明許費の補正につきまして、「総

合体育館整備事業」について、令和7年度中に事業が完了できないため、繰越明許費を設定するものであります。

よろしくご承認いただきますようお願いいたします。

●議長谷村知重君 これより、承認第9号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と認めます。)

よって、**承認第9号専決処分の承認を求める件(令和7年度美唄市一般会計補正予算(第4号))**は、原案のとおり**承認**されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第9、議案第56号美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件ないし日程の第47、議案第94号指定管理者の指定の件(美唄国設スキー場)の以上39件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第56号美唄市行政手続におけ

る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、地方公共団体情報システム標準化基本方針に、住登外者宛名番号管理機能が地方公共団体情報システムの共通機能として設けられたことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第57号美唄市議会議員及び美唄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国政選挙の選挙運動に関する公費負担限度額の引上げが行われたことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第58号美唄市民会館管理条例の一部改正の件ないし議案第68号美唄市総合体育館条例の一部改正の件までの11件についてであります。

これらの案件は、条例の委任により規則で定めていた各施設の使用料及び入館料の減免手続について、条例の別表に定める減免後の使用料及び入館料として具体的に規定することで減免の手続を省略でき、使用者の利便性が向上されることから、必要な改正を行うほか、その他規定の整備等について改正を行うものであります。

次に、議案第69号美唄市火災予防条例の一部改正の件であります。

本件は、令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災により、注意報や警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高める

ことが必要であるとされたことを踏まえ、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第70号美唄市印鑑条例の一部改正の件であります。

本件は、窓口改革に伴い、印鑑登録証明書等の申請時における本人確認を厳格化するため、必要な改正を行うほか、規定の整備について、改正を行うものであります。

次に、議案第71号美唄市総合福祉センター条例の一部改正の件であります。

本件は、美唄市総合福祉センターの電気設備及び機械設備の改修に伴い、全室に冷暖房用の空調設備が整備され通年での利用が可能となったことから、これまで時期に応じて加算していた冷暖房費を含めた使用料の額として規定するため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第72号美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件であります。

本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条文中で引用する条項を改めるほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が公布され、家庭的保育事業者に対する利用前乳幼児への定期健康診断の免除項目が新たに追加されたことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第73号美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件であります。

本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条文中で引用する条項を改めるほか、幼保連携型認定こども

園及び幼稚園の職員による入園児虐待等の禁止行為について、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第74号美唄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件であります。

本件は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童福祉法の一部が改正され、乳児等通園支援事業に関する規定が新設されたことから、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第75号美唄市国営土地改良事業負担金等の賦課徴収に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、土地改良法施行令の改正により、国営土地改良事業負担金の元利均等年賦支払い方法に係る利率等が変更されたことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第76号美唄市都市公園条例の一部改正の件であります。

本件は、近年の物価上昇によるコスト増加等を踏まえ、負担の公平性や近隣市町との料金水準の整合性を考慮しつつ、料金の適正化を図るため使用料の見直しを行うほか、規定の整備について、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第77号から議案第94号指定管理者の指定の件であります。

これらの案件は、地方自治法の規定により、公の施設に係る指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

初めに、議案第77号「美唄市体育センター・

美唄市営弓道場」の指定管理者には、美唄どんまいスポーツクラブを、議案第78号「美唄市峰延福社会館」の指定管理者には、美唄市峰延福社会館運営委員会を、議案第79号「美唄市茶志内福社会館」の指定管理者には、茶志内3区連合会を、議案第80号「美唄市光珠内福社会館」の指定管理者には、美唄市光珠内福社会館運営委員会を、議案第81号「美唄市東福社会館」の指定管理者には、美唄市東福社会館運営委員会を、議案第82号「美唄市南福社会館」の指定管理者には、美唄市南福社会館運営委員会を、議案第83号「美唄市日東福社会館」の指定管理者には、美唄市日東福社会館運営委員会を、議案第84号「美唄市西美唄福社会館」の指定管理者には、美唄市西美唄福社会館運営委員会を、議案第85号「美唄市中村福社会館」の指定管理者には、美唄市中村福社会館運営委員会を、議案第86号「美唄市茶志内中央福社会館」の指定管理者には、美唄市茶志内中央福社会館運営委員会を、議案第87号「美唄市東明西福社会館」の指定管理者には、美唄市東明西福社会館運営委員会を、議案第88号「美唄市東4条福社会館」の指定管理者には、美唄市東4条福社会館運営委員会を、議案第89号「美唄市開発福社会館」の指定管理者には、開発連合会を、議案第90号「美唄市癸巳福社会館」の指定管理者には、美唄市癸巳福社会館運営委員会を、議案第91号「美唄市南美唄福社会館」の指定管理者には、美唄市南美唄福社会館運営委員会を、議案第92号「美唄市総合福祉センター」の指定管理者には、社会福祉法人美唄市社会福祉協議会を、議案第93号「ピパオイの里プラザ」の指定管理者には、美唄商工会議所を、最後

に議案第94号「美唄国設スキー場」の指定管理者には、株式会社アンビックスを、それぞれ指定しようとするものであります。

なお、指定の期間につきましては、「美唄国設スキー場」を除くいずれも令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とし、「美唄国設スキー場」につきましては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 ただいま提案理由の説明がありました、議案第56号ないし議案第94号の以上39件については、大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これより、議案第56号ないし議案第94号について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第56号ないし議案第69号及び議案第77号の以上15件については、総務・文教委員会に、議案第70号ないし議案第76号、議案第78号ないし議案第94号の以上24件については、産業・厚生委員会に、それぞれ付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

●議長谷村知重君 次に日程の第48、議案第95号令和7年度美唄市一般会計補正予算(第5号)及び日程の第49、議案第96号令和7年度美唄市下水道事業会計補正予算(第2号)の以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第95号令和7年度美唄市一般会計補正予算(第5号)であります。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為、第4条地方債について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ1億1,011万4,000円を追加し、補正後の予算総額を202億627万2,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、総務費には、書かないワンストップ窓口の実装に当たり、窓口利用者の利便性向上のため、追加の備品や番号発券機の増設が必要となることから予算を増額する「行政DX推進事業」を計上いたしました。

民生費には、令和6年度生活保護扶助費国庫負担金の精算に伴う超過交付分を国に返還する「生活保護扶助事業」を計上いたしました。

農林費には、土地改良区決済金を支払う地域農業再生協議会に対し、地区除外決済金及び畑地化協力金を交付する「経営所得安定対策等推進事業」を、農業者向けのスマート農業機械の導入補助金について、予算を上回る申請が見込まれることから、予算を増額する「美唄スマート農業推進事業」をそれぞれ計上いたしました。

商工費には、コアビバイ内の空きスペースを借り上げ、様々なイベント等により賑わいを創出する「中心市街地元気創出事業」を計上いたしました。

土木費には、美唄市公営住宅建替基本計画

に基づき、いなほ団地・進徳東団地・南美唄団地の建替えを進めるため、基本設計に着手する「公営住宅建替事業」を計上いたしました。

教育費には、今般の食材料費が高騰する中、児童生徒に提供する学校給食の質を維持するため、不足する賄材料費を増額する「びばい・おいしい給食事業」を計上いたしました。

公債費には、変動金利で借り入れた市債について、当初見込みを上回る金利の上昇があったことから、支払利息の不足分を増額する「市債利子」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金、道支出金、繰入金、繰越金、市債をそれぞれ計上し、財源対応をいたしました。

第2条繰越明許費の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している「公営住宅建替事業」について、令和7年度中に事業が完了できないため、繰越明許費を追加するものであります。

第3条債務負担行為の補正につきましては、本定例会に提案している施設指定管理者の指定に伴い、新たに債務負担行為を追加するものであります。

第4条地方債の補正につきましては、本歳入歳出予算に計上している「行政DX推進事業」の実施に伴う財源として、「情報化推進整備債」620万円を発行するため、地方債の限度額を追加するものであります。

次に、議案第96号令和7年度美唄市下水道事業会計補正予算(第2号)であります。

本件は、変動金利で借り入れた企業債について、当初見込みを上回る金利の上昇があっ

たことから、支払利息の不足分を増額するものであります。

補正内容につきましては、予算第3条に定めた収益的支出の予定額のうち、営業外費用を383万9,000円増額するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第95号及び議案第96号の以上2件については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置します特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第95号及び議案第96号の以上2件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第95号及び議案第96号の以上2件については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

永森峰生議員、伊原潤司議員、

江川いつみ議員、海鉦則秀議員、
古賀崇之議員、吉岡建二郎議員、
本郷幸治議員、齋藤久美夫議員、
山上他美夫議員、森明人議員、
川上美樹議員、楠徹也議員、
松山教宗議員

の以上13人の議員を指名いたします。

●議長谷村知重君 以上をもって、本日の日程は全部議了されました。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午前10時24分 散会

